

○菅原委員長 ただいまより、経済建設常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、令和7年第2回臨時会提出議案についてを議題といたします。

報告第3号につきまして、理事者から説明願います。

○富岡土木部長 報告第3号、専決処分報告につきまして御説明いたします。本案につきましては4件ございますが、いずれも道路の管理瑕疵による事故に関するものとなっております。

整理番号1につきましては、昨年12月4日、市内神楽5条2丁目におきまして、相手方が賃借し、送迎に使用する乗り合い自動車が市道走行中、舗装の破損箇所を通過した際に当該車両が破損したため、その代替の送迎手段としてタクシーを利用したことに伴う損害を与えたもので、その損害賠償の額を1万1千110円と定め、3月25日に専決処分をさせていただいたものでございます。市の過失割合は100%となっております。

整理番号2につきましては、本年1月20日、市内豊岡4条2丁目におきまして、市道の道路標識から落下した雪が、信号待ちで停車中の相手方の軽乗用車に当たり、車両の一部を破損する損害を与えたもので、その損害賠償の額を24万8千622円と定め、3月25日に専決処分をさせていただいたものでございます。市の過失割合は、こちらも100%となっております。

整理番号3と4につきましては、本年1月25日、市内豊岡6条4丁目におきまして、市道に植樹されていたプラタナスの木が倒れ相手方の塀に当たり、一部を破損する損害を与えたもので、当該塀の所有者が2名の共有名義となっておりますことから、その損害賠償の額をそれぞれ5万6千650円と定め、3月25日に専決処分をさせていただいたものでございます。こちらも市の過失割合は100%となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○菅原委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○菅原委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思います。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。

まず、経済部関係団体における過年度分の納税について、理事者から御報告願います。

○三宮経済部長 このたび、本市が負担金を支出しております旭川デザイン協議会におきまして、過年度における法人税を納付したとの連絡が本市にございましたので、御報告をさせていただきます。

お配りしている資料、経済部関係団体における過年度分の納税についてを御覧ください。納税に至った経過でございますが、令和5年11月に本市の関係団体において、法人税及び消費税の課税対象事例が発生したことに伴いまして、旭川デザイン協議会が税務署と協議を行った結果、法人税の課税対象者であると判断され、過去5年分の納税をしたところでございます。

納税額につきましては、過去5年分の合計で42万2千300円となっており、その内訳は、法人道民税が延滞金を含めて10万5千円、法人市民税が延滞金を含めまして31万7千300円と

なっております。

今回の事案につきましては、税務関係法令の認識不足が原因でございまして、団体内において周知徹底を図り、適正な事務処理と再発防止に努めてまいります。

○菅原委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

次に、花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画の策定について、花咲スポーツ公園官民連携導入可能性調査の結果について及び東光スポーツ公園基本計画（複合体育施設）の見直しについての以上3件について、理事者から報告願います。

○菅原観光スポーツ部長 初めに、花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画の策定につきまして、御報告申し上げます。

新アリーナ等基本計画につきましては、本年1月の常任委員会において御報告いたしました、基本計画案に対する意見提出手続の結果と旭川市スポーツ推進審議会の審議を踏まえ、令和7年3月31日に策定したところでございます。

資料を御覧ください。基本計画案に対する意見提出手続につきましては、本年1月23日から2月21日までの期間で意見募集を行ったところ、個人の方から6件、団体から3件、合わせて9件の意見をいただいたところであります。寄せられた御意見の内容と意見に対する市の考え方は、お手元の資料のとおりとなっておりますが、主な御意見といたしまして、駐車台数や駐車場への出入口に関するものや施設機能に関する具体的な要望、事業費や事業スケジュールに関する意見等があり、これらを踏まえ、冬期間の駐車場確保の考えや人手不足、資材不足等の影響を考慮した事業スケジュール変更の可能性を追記しております。また、3月28日に旭川市スポーツ推進審議会に、意見提出手続の結果と改定案をお示しし、質疑応答を行い、基本計画案の了承を得て、3月31日付で本計画を策定したところでございます。

次に、花咲スポーツ公園官民連携導入可能性調査の結果につきまして、御報告申し上げます。

お手元の資料を御確認ください。1ページ目、導入可能性調査の内容につきましては、旭川市PFI活用指針に沿って御説明をいたしますと、(1)のPFI事業の内容と施設概要の検討により事業概要を整理した後、(2)市場調査を行い、その結果を踏まえ、(3)のVFMを算出し総合的な評価を行った後、(5)スケジュールの検討と課題の整理を行うものとなっております。

2ページ目を御覧ください。事業概要につきましては、先ほど説明いたしました花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画の検討と併せて取りまとめを行っており、2ページ目は新アリーナの概要となっております。

3ページ目を御覧ください。3ページ目につきましては、1月の常任委員会において報告させていただいた市場調査の結果でありまして、この事業について、民間参入の意向が確認できたところでございます。

4ページ目です。民間参入の意向が確認できた整備手法について、経済比較を行うため、VFMの算定を行った結果となっております。なお、VFMは公共施設として整備、運営する際に、従来手法と比較するための数値であるため、DBO、BTO、BTコンセッションの各手法について算

出し、いずれもVFMがプラスとなっており事業効果が出ることを確認できました。

5 ページ目でございます。市場調査及びVFMの算定、民間施設として設置する手法では、別途、経済性の検討を行い、総合評価を取りまとめました。総合評価ではBTOとBTコンセッションの評価が最も高く、次いでDBO、民設民営となっております。

6 ページ目でございます。この総合評価において、いずれの官民連携手法も実施の可能性があることが確認できたことから、官民連携手法での実施に進むこととしたところでございます。

7 ページ目でございます。今後の進め方についてであります、PFI活用指針のステップ2が終了したところであり、現在、手法の選定に向けた論点整理を行っており、今後設置する有識者も含めた会議にも諮りながら、令和7年度の上半期、なるべく早い時期に事業手法を決定してまいりたいと考えております。

その後、いずれの手法によりましても、事業者募集に向けた事業内容の検討と書類の作成を行い、令和7年12月頃には事業者の募集を開始し、令和8年度の上半期の事業者選定、令和12年度中の供用開始を目指してまいります。

次に、東光スポーツ公園基本計画（複合体育施設）の見直しについて、御報告申し上げます。

資料を御覧いただきたいと存じます。資料の1ページ目、このたび、花咲スポーツ公園の総合体育館の建て替えによる新アリーナ等基本計画を策定したところでありますが、東光の複合体育施設は、総合体育館が存続することを前提とした計画であったため、新アリーナとの役割分担を整理し、新たに取組が必要となった市の施策も反映し、計画の見直しを行うこととしたところでございます。

2 ページ目でございます。見直しの内容につきましては、観客席の削減や体育館と小体育館の一体整備による面積の減などを予定しております。そのほかの見直しにつきましては、後ほど資料を御確認いただきたいと存じます。

3 ページ目でございます。基本計画の改定案に対する意見提出手続につきましては、意見募集期間は5月15日から6月16日まで、資料につきましては、ホームページや市政情報コーナー、各支所、公民館などのほか、市内の主要な体育施設において配布することとしております。

今後は寄せられた意見を踏まえ、7月までをめどに基本計画を改定する予定としております。

以上、御報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○菅原委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○石川厚子委員 おはようございます。今、花咲と東光のスポーツ公園について報告がありましたので、少しだけ質疑させていただきます。

花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画案、これに9件の意見が寄せられたということで、件数として多くはないと思うんですが、この意見が反映された点というのはあるのでしょうか。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 いただいた御意見の反映につきましては、冬期に利用できないニュースポーツエリアの必要性を問う意見に対し、冬期間の駐車台数確保のため同エリアを駐車場の雪堆積スペースとして活用することを想定していたことから、その旨を明記したところです。また、施工スケジュールに懸念があるとの意見に対し、気候変動や人手不足、資材不足等により、事業スケジュールに影響を及ぼす可能性があることを追記いたしました。

○石川厚子委員 確かに、花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画を見ますと、このニュースポーツエリアのところ、スケートボードパークとかバスケットボールコートとかっていうふうに、写真

でも示されているわけなんですけれども、これ確かに冬場はどうするんだろうというような、そういう疑問を抱く方もいらっしゃるかなというふうに思います。そういった指摘を受けて、修正するという事は評価いたしたいと思います。

この意見の中には、新アリーナは観客席数を1万席にしてほしいとか、新アリーナに5千席を確保する必要があるのかといった、この真逆の意見もあるわけなんですけれども、これはどのように受け止めますか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 新アリーナの観客席についての御意見につきましては、同アリーナにおけるプロスポーツやコンサートなどへの興行への期待度のあらわれというふうに受け止めているところでございます。興行の開催に期待を抱いている方がいらっしゃる一方で、現在の市内でのイベントの開催状況などから、疑問を持たれている方もいらっしゃるというふうに考えてございます。

○石川厚子委員 両方の意見があるというのはうなずけるっていうことだと思うんですね。

花咲スポーツ公園の官民連携手法につきましては、2月6日に決定したということで、先日も質疑させていただいたんですけれども、そうであるならば2月の常任委員会で報告すべきであったということを重ねて指摘させていただきます。

官民連携の中でも、今述べられましたように、DBOですとか、PFI、民設民営など様々あると思うんです。いずれも、VFM、バリューフォーマネーがプラスだということなんですけれども、具体的に、この中でこういった手法を取るかということについては決まったのでしょうか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 官民連携による事業手法の選定につきましては、現在、事業手法を選定するための基本的な考え方を整理しているところでございまして、今後、有識者の御意見も伺いながら、なるべく早い段階で決定したいと考えております。

○石川厚子委員 具体的な手法についてはこれからということなんですが、以前にも質問させていただいたんですけれども、まちのミライは、その後、接触してきたのでしょうか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 現時点におきまして、まちのミライからは正式な事業の提案はいただいている状況にございます。

○石川厚子委員 まだ接触してきていないということだと思うんですけれども、今後、まちのミライが接触してきたときには、どのように対応されるおつもりなのでしょうか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 花咲スポーツ公園新アリーナ事業に興味を持たれている事業者であることは、過去の報道などを通じて承知しているところでございます。想定されている事業内容につきましては、提案があった場合には、しっかりとその内容を確認する必要があるものと考えております。

○石川厚子委員 事業内容について、しっかり確認するということなんですけど、その結果、民設民営もあり得る、そういう受け止めでよろしいでしょうか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 現時点におきましては、先ほど御答弁申し上げましたが、まだ事業手法を選定するための論点を整理している段階でございます。どの手法がありきということではなくて、そこはフラットな状態で、それぞれ事業手法によってメリットとデメリットがあるものというふうに考えておりますので、その内容をしっかり検証した上で、事業手法を決定してまいりたいということでございます。民設民営を含め、どの手法がありきということは今の段

階では考えてございません。

○石川厚子委員 民設民営も含めて、どの手法になるか分からないということですね。東光スポーツ公園の複合体育施設につきましては、花咲の新アリーナとの役割分担によって、観客席数や控室等を削減することなどなんですが、今後の方向性をお示しいただきたいと思います。

○菅原観光スポーツ部長 新アリーナとの役割分担により、東光スポーツ公園の複合体育施設は、市民利用や大会開催に適したスポーツ施設とすることとしております。このため、固定席 2 千席とプロスポーツ等の興行を想定していた移動席 3 千席を合わせた約 5 千席の観客席は、約 2 千席といたしまして、それに伴うトイレ等の削減を考えております。

また、利用団体からの意見を踏まえまして、より大会運営がしやすい施設となるよう、体育館と小体育館の一体整備をすることとし、それによる更衣室等の共用化も図ります。

さらに、競技面積及び器具保管スペースの見直しも行うことから、将来的なスポーツ施設の集約化にも対応できるようにしてまいりたいというふうに考えております。

○石川厚子委員 東光スポーツ公園の複合体育施設については、5 千席を 2 千席に削減することなどですけれども、市長が市政方針で述べられたように、この花咲、東光、どちらも令和 12 年度のオープンを目指して、その点は恐らく変わらないのかなというふうには思うんですが、この旭川市の財政状況を鑑みて、再度この点についても検討していただきたいということを指摘しまして、質疑を終わらせていただきます。

○菅原委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

次に、道路占用料の徴収に係る事務処理誤りについて及び都市公園パークゴルフ場使用料の午後受付分に係る減免措置の試行についての以上 2 件につきまして、理事者から報告願います。

○富岡土木部長 道路占用料の徴収に係る事務処理誤りについて、御報告申し上げます。

お手元の資料を御覧いただきたいと思います。使用料、手数料に関する事務を対象に、令和 6 年度後期定期監査が実施され、道路占用料に関し、事務処理誤りにより過少徴収となっているとの指摘がありました。

道路占用料の算出につきましては、旭川市道路占用料条例において、占用期間が一月未満の場合、別表に定めるところにより算出した額に 1.08 を乗じて得た額（10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）と規定されているとともに、条例において、占用期間が 16 日以上一月未満の場合は、1 か月分の占用料を徴収することが規定されております。そのため、実際の占用期間が 16 日以上 1 か月未満の場合は、本来であれば条例に定める係数を乗じなければならなかったところ、1 か月分の占用料を収受するため、占用期間についても同様に 1 か月であるとの誤った認識に基づき、係数を乗じずに占用料を算出した結果、本来の占用料よりも過少に徴収していたことが確認されたところでございます。

不足額の徴収につきましては、道路法第 73 条第 5 項の規定において、負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収する権利は、これらを行使することができるときから 5 年間行使しない場合においては、時効により消滅するとされておりますことから、過去 5 年分が対象となり、合計 48 件、8

千740円について、追加徴収を行うこととしております。なお、道路占用許可に係る文書保存期間であります、過去10年分の事務処理誤りの件数、不足額につきましては、128件、2万4千154円となっております。

このたびの事務処理誤りにつきましては、監査の指摘後、直ちに占用料算出に用いるマニュアルや計算ツールを改正したところでございますが、そもそもの原因は、職員が関係法令の規定を正確に理解していなかったことによるものであり、職場内での研修等を実施し、今後このような誤りが起きないように適切な事務処理の徹底に努めてまいります。また、不足額の徴収につきましても、対象者に対しまして丁寧の説明し謝罪した上で、御理解をいただきながら進めてまいります。

続きまして、都市公園パークゴルフ場使用料の午後受付分の減免措置の試行につきまして、御説明いたします。

お手元の資料を御覧いただきたいと思います。土木部が管理する有料パークゴルフ場は11か所ございますが、近年は利用者数の減少が続いており、また、昨年実施した利用者調査の結果では、利用者層のほとんどは高齢者で、7時から12時までの利用が全体の66%を占め、15時以降は5%という結果となっております。また、使用料につきましては、1日券、1年券、回数券を発行し、利用者のプレーの頻度によって購入する券を選択していただいておりますが、観光スポーツ部が運営するパークランド嵐山や近隣町が運営するパークゴルフ場では、既に午後割引料金を設定している事例があり、近年、多くの利用者から、午後からプレーを開始する利用者のための1日券の割引料金の設定について、要望をいただいていたところでございます。

こうしたことを踏まえ、今回、12時以降に受け付ける1日券料金を減免する措置を試験的に実施することといたしました。午後からの使用料につきましては、東光スポーツ公園パークゴルフ場は、大人1日券600円のところ400円、高校生につきましては、1日券300円のところ200円、春光台公園などその他の都市公園有料パークゴルフ場は、大人1日券300円のところ200円に設定し、高校生につきましては、1日券150円のところ100円といたします。大人及び高校生料金の減免率につきましては、既に午後割引を導入しているパークランド嵐山や近隣町のパークゴルフ場の料金等も参考として設定したところでございます。試行の実施期間は、9月1日から今シーズンの施設使用期間終了までの約2か月間といたしますが、事前に試行内容をお知らせした上で、1年券を購入する際の参考としていただくため、シーズン入り前のこの時期に、本市ホームページやSNS、広報「あさひばし」5月号への掲載、各パークゴルフ場における告知文の掲示などにより、広く市民の皆様へ周知を図ることとしております。

今回の試行により、利用者数の変化や使用料収入への影響等を検証し、今後のパークゴルフ場運営の改善や見直しに取り組んでまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○菅原委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前 10 時 27 分